# 第37期 定時株主総会 招集ご通知



### 開催日時

2023年8月29日 (火曜日) 午前10時 (受付開始午前9時30分)

# 開催場所

東京都港区芝公園一丁目5番10号 芝パークホテル 2階 「ローズの間」 (昨年までと会場が異なります。 末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

# 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件

# 目 次

第37期定時株主総会招集ご通知	•••	1
事業報告		5
計算書類		18
監査報告		20
株主総会参考書類		25

株式会社プロパスト

証券コード:3236

証券コード 3236 2023年8月8日 (電子提供措置開始日 2023年8月8日)

株主各位

東京都港区麻布十番一丁目10番10号 株式会社プロパスト 代表取締役社長津江 真行

# 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供 措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.properst.co.jp/



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「プロパスト」または「コード」に当社証券コード「3236」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年8月28日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

**1. 日 時** 2023年8月29日 (火曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時30分)

**2. 場 所** 東京都港区芝公園一丁曰 5 番 10 号

芝パークホテル 2階 「ローズの間」

(会場が昨年と異なりますので、ご来場の際は、末尾に記載の「株主総会会場ご案内図」 をご参照のうえ、お間違えないようにご注意ください。)

3. 目的事項

報告事項 第37期(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役7名選仟の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1)議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5)議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、修正した旨及び修正前・修正後の事項を掲載いたします。
- 3. 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条に基づき、お送りする書面には記載しておりません。当該書面は、会計監査人及び監査役が監査をした対象書類の一部であります。
  - ①事業報告「新株予約権等に関する事項」「社外役員に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ②計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますよう お願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



# インターネットで議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、議案に 対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年8月28日 (月曜日) 午後5時30分入力完了分まで



# 書面 (郵送) で議決権を 行使する方法

議決権行使書用紙に議案に対する 賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年8月28日 (月曜日) 午後5時30分到着分まで



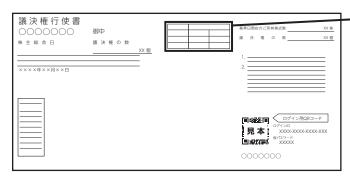
# 株主総会に ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年8月29日 (火曜日) 午前10時

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※上記の議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合
- ≫ 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

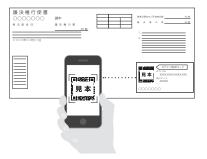
- 全員賛成の場合
- 全員反対する場合
- 一部の候補者に反対する場合
- ≫ 「賛」の欄に○印
- ≫ 「否」の欄に○印
- 、 「賛」の欄に○印をし、
- 反対する候補者の番号を ご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



# ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



3 新しいパスワードを登録する



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間午前9時~午後9時)

# 事 業 報 告

(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

# 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、緩やかに回復しています。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

個人消費は、持ち直しております。外食、旅行などのサービス消費が個人消費の回復を牽引しており、行動制限の撤廃でコロナ前以来となる各種催事の復活が相次ぎ、人出が回復しております。消費者マインドを示す消費者態度指数(5月)は、前月比0.6ポイント上昇し、3カ月連続で前月水準を上回る推移となっております。設備投資についても、持ち直しております。「法人企業統計季報」(含むソフトウェア)では1~3月期が前期比2.3%増加し、4四半期連続の増加となりました。輸出については底堅い動きとなっています。アジア、アメリカ及びEU向けの輸出は、おおむね横ばいとなっています。一方で、その他の地域向けの輸出はこのところ持ち直しの動きがみられます。

当社が属する不動産業界においては、底堅い動きとなっております。先行指標となる新設住宅着工戸数は、2023年4月が季節調整済年率換算値で771,000戸となりました。4月は前月比12.1%減となりましたが、3月は前月比2.0%増で前月を上回る水準が続く等、底堅い動きとなっております。また、首都圏マンションの初月契約率については、5月が74.3%となり、好不況の分かれ目とされる70%を4カ月連続で上回っております。

このような状況の中、当社は、賃貸開発事業及びバリューアップ事業における新規物件の取得や保有物件の売却及び分譲開発事業の個別分譲販売を進めてまいりました。この結果、当事業年度の業績は、売上高20,015百万円(前期比13.1%増)、営業利益2,557百万円(同20.2%増)、経常利益2,098百万円(同24.1%増)、当期純利益1,562百万円(同37.6%増)となりました。

当事業年度のセグメント別の業績は、次のとおりであります。

# 分譲開発事業

#### <主要な事業内容>

首都圏エリアを中心に当社の企画力・デザイン力を活かした分譲マンションを開発し、単身層や所謂パワーカップルといった方々を主たる顧客ターゲットとした魅力あるマンションを販売します。企画やデザインについては、当該物件の土地の特性や地域性及び周辺環境とのバランスを考慮して、プロジェクト毎に独立したコンセプトによる空間デザインを創り出します。このため、ネーミングに関しても、それぞれのコンセプトに相応しい個別のネーミングを行います。

#### 売上高

(単位:百万円)





※第37期(2023年5月期)の売上高はございません。

当社では、顧客への引渡時に売上を計上しております。分譲開発事業では、成約上の完売物件があったものの、2023年10月の引渡し予定のため、売上計上する引渡し物件がありませんでした。

この結果、売上高はありませんでした(前事業年度は427百万円)。

一方、売却済の物件に係る追加工事費用が発生したことから、セグメント損失が3百万円(前事業年度はセグメント利益17百万円)となりました。

# 賃貸開発事業

# <主要な事業内容>

首都圏エリアにおいて、駅近の利便性の高いマンション用地の取得を目指します。当該土地で中規模かつ中低層のRC(鉄筋コンクリート)造の賃貸マンションの開発を行います。マンションに当社のデザインを活かした、ハイセンス&ローコストな賃貸マンションを国内外の富裕者層や投資ファンド等に提供します。





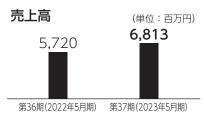
賃貸開発事業では、首都圏を中心に用地取得から賃貸マンションの企画・建築・販売を行っており、内神田3プロジェクト、富士見プロジェクト及び浅草橋6プロジェクト等、15プロジェクトを売却いたしました。この結果、売上高は13.202百万円(前期比14.5%増)となりました。

この結果、売上局は13,202百万円(前期比14.5%増)となりました。また、売却物件の地域優位性が評価されたこと等から収益性が更に向上したことを受けて、セグメント利益は2,903百万円(同17.9%増)となりました。

# バリューアップ事業

#### <主要な事業内容>

首都圏エリアを中心に3億円~5億円程度の中古の収益ビル等を取得し、年数が経過したことにより外観や設備が経年劣化した不動産に効率的に改修を行うことで、既存の建物の質を高め、新たな付加価値を生み出すビジネスです。国内外の富裕者層を中心に売却を実施します。物件価格に応じた改修工事を実施することで効果的に付加価値を高め、短期間での売却及び資金回収を図ります。



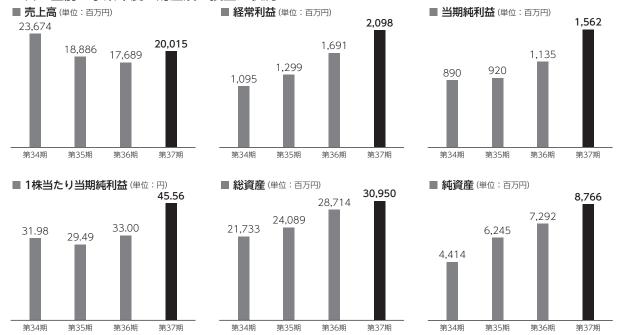
バリューアップ事業では、中古の収益ビルを購入し、外観や設備が経年 劣化した不動産に対して効率的に改修を行うことで、既存の建物の付加価 値を高めた上で売却しており、西新宿2プロジェクト、広尾2プロジェク ト及び内神田4プロジェクト等、15棟の収益ビルを売却いたしました。

この結果、売上高6,813百万円(同19.1%増)、セグメント利益950百万円(同35.8%増)となりました。



- ② 重要な設備投資の状況 該当事項はありません。
- ③ 重要な資金調達の状況 該当事項はありません。

# (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	区	分	第34期 (2020年5月期)	第35期 (2021年5月期)	第36期 (2022年5月期)	第37期 (当事業年度) (2023年5月期)
売	上	高 (百万円)	23,674	18,886	17,689	20,015
経	常利	益 (百万円)	1,095	1,299	1,691	2,098
当	期純利	益 (百万円)	890	920	1,135	1,562
1 杉	k当たり当期純	泊益 (円)	31.98	29.49	33.00	45.56
総	資	産 (百万円)	21,733	24,089	28,714	30,950
純	資	産(百万円)	4,414	6,245	7,292	8,766

<sup>(</sup>注) 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。
- ③ その他

株式会社シノケングループは、議決権比率で20%以上の当社株式を有することから、当社は株式会社シノケングループの関連会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、以下の2点を対処すべき課題として認識し、企業価値を高め、株主の皆様の共同の利益を確保してまいります。

#### ① 物件の取得

地価及び建築費が共に上昇しており、新築マンションの販売価格は一段と上昇する可能性や 利益率を押し下げる可能性があります。物価の上昇や海外の金融当局による利上げの動き等か ら金利上昇に伴う需要低下懸念はあるものの、都心部の駅に近い魅力的な物件は、供給が限ら れることや販売価格の先高観等から、需要は底堅く推移することが見込まれます。

当社としましては、これまでと同様に首都圏エリアにおける駅近等の利便性の高いレジデンス物件を中心に仕入れを行い、分譲開発物件については単身層や所謂パワーカップルといった方々を主たる顧客ターゲットとして捉えると共に、賃貸開発物件やバリューアップ物件については国内外の富裕者層や投資ファンドを主たる顧客ターゲットとして事業展開を図る方針です。

物件取得に関しては、立地や価格に関して、売却想定価格を意識しつつ、より厳選した物件の取得を進めてまいります。

# ② 財務基盤の強化

資金の回転率を高めることで借入金の増加を抑制すると共に、収益拡大を図ることで自己資本比率を高め、財務基盤の強化を図ってまいります。併せて、事業環境に応じて多様な資金調達方法を模索してまいります。

# (5) 主要な事業内容(2023年5月31日現在)

事業区分	事	業	内	容
分 譲 開 発 事 業	分譲物件の開発、販売			
賃貸開発事業	賃貸物件の開発、販売			
バリューアップ事業	収益物件の改修、販売			

#### (6) **主要な営業所**(2023年5月31円現在)

当社本社 東京都港区麻布十番一丁目10番10号

# (7) 使用人の状況 (2023年5月31日現在)

①当社の事業区分別の使用人の状況

事業区分	使 用 人 数	前事業年度末比増減
不動産事業	32 [一] 名	1名減〔一〕
全社 (共通)	12 [-] 名	1名増〔-〕
合 計	44 [-] 名	増減なし〔一〕

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、〔〕内に年間の平均人員を外数で 記載しております。
  - 2. 当社は不動産事業の各部門が複数セグメントを並行して行っているため、セグメント別の記載はしておりません。

# ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
44 [-] 名	増減なし〔一〕	39.9歳	7.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は、〔〕内に年間の平均人員を外数で 記載しております。

# (8) 主要な借入先及び借入額(2023年5月31日現在)

借	借入								先	f	# =	入	額		
株	式	会		社	き	5	ぼ		U	銀	行				2,680百万円
株	式	会	社	西	В	本	シ	テ	1	銀	行				2,145百万円
東		京		信	5	J	#		金		庫				1,386百万円
東		京		東	ſ		用		金		庫				1,292百万円
大		東		京	信		用		組		合				1,227百万円

# (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2. 株式に関する事項 (2023年5月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 72,000,000株

(2) 発行済株式の総数 35,147,915株 (自己株式833,720株含む)

(3) 株主数 10,752名

#### (4) 大株主 (上位10名)

氏名または名称	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社シノケングループ	12,342,500	35.96
上田八木短資株式会社	534,600	1.55
株式会社九州リースサービス	373,100	1.08
渡邉 真基	350,000	1.01
株式会社十きち不動産	335,000	0.97
JPモルガン証券株式会社	309,700	0.90
株式会社SBI証券	247,638	0.72
株式会社ジュポンインターナショナル	235,700	0.68
楽天証券株式会社	226,200	0.65
仙波 岳陽	214,000	0.62

- (注) 1. 当社は、自己株式を833.720株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
  - 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

# (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	61,200株	3名
社外取締役	16,000株	4名

(注) 当社は監査役に対して株式報酬は交付しておりません。

# (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 3. 会社役員に関する事項

(1) **取締役及び監査役の状況** (2023年5月31日現在)

地位		氏 名	担当及び重要な兼職	
代 表	取 締 征	役 社 長	津江 真行	
取締	役専務執	1行役員	都倉 茂	統括本部長
取締	役常務執	1行役員	矢野 義晃	管理本部長 兼 経営企画部長
取	締	役	三浦、義明	(株)シノケンハーモニー 代表取締役社長 (株)シノケンウェルネス 代表取締役社長
取	締	役	萩原 浩二	㈱シノケングループ 法務室室長
取	締	役	田下宏彰	(株)小川建設 代表取締役社長 (株)小川建物 代表取締役社長
取	締	役	玉置 貴史	(㈱シノケングループ 専務取締役 COO (㈱シノケンプロデュース 代表取締役社長 (㈱シノケンファシリティーズ 代表取締役社長
常	勤監	査 役	秋山 高弘	
監	査	役	井上 勝次	イノウエ税務会計事務所 (㈱シノケングループ 監査役
監	査	役	大倉 圭	(株)シノケングループ 社員 (株)シノケンアセットマネジメント 監査役 ジック少額短期保険(株) 監査役

- (注) 1.取締役 三浦義明氏、萩原浩二氏、田下宏彰氏及び玉置貴史氏は、社外取締役であります。
  - 2.監査役 秋山高弘氏、井上勝次氏及び大倉圭氏は、社外監査役であります。なお、監査役 秋山高弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
  - 3.監査役 井上勝次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 監査役 大倉圭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位及び 重要な兼職の状況
霍川 順一	2022年8月25日	任期満了	社外取締役 (株)シノケングループ取締役 専務執行役員 (株)シノケンコミュニケーションズ代表取締役社長

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役4名及び社外監査役3名との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

#### (4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

# (5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、会社訴訟・株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償をすることとなった場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用等が塡補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の違法行為等に起因する損害賠償請求等の場合には、塡補の対象としないこととしております。

#### (6) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月8日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬体系は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、安定性を重視した固定報酬を基本とし、これに企業価値の向上・株主利益の追求に対するインセンティブとしての非金銭報酬を付与することとする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または 条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて同業種・同規模の他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

- c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期 または条件の決定に関する方針を含む。)
  - 非金銭報酬は、退任時までの譲渡制限を付した株式とし、役位、職責等に応じて、当社の 業績及び交付時の当社の株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年、一定 の時期に支給する。
- d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に 関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、金銭報酬と非金銭報酬等の具体的割合は決定しないが、非金銭報酬は当社の業績及び業績見通しを鑑み交付を決定するものとする。また、安定性を重視した金銭報酬を基本とする基本方針を踏まえ、非金銭報酬等を交付する場合は、金銭報酬の1/2を上回らない(交付時の株価による金銭換算想定)ものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、株主総会によって決議された報酬総額(上限)の範囲内において、 取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、社外取締役と意見交換を行った上で、基本 報酬の額及び非金銭報酬の株数のその具体的内容を決定する。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長津江真行に対し、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬等の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役とその妥当性等について確認しております。

#### ③ 役員報酬等にかかる株主総会の決議等

a. 取締役に対する報酬等

取締役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額300百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名(うち、社外取締役は0名)です。

また、その一部分として、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において、譲渡制限付株式による報酬額として年額20百万円以内(うち、社外取締役5百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち、社外取締役は5名)です。

b. 監査役に対する報酬等

監査役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

# ④ 当事業年度に係る報酬等の総額

		報酬等の総額	報酬等の種類別	の総額(百万円)
区 分	支給人員	(百万円)	基本報酬	非金銭報酬等
		(日月日)		(譲渡制限付株式報酬)
取 締 役	8名	102	91	11
(うち社外取締役)	(5名)	(12)	(9)	(2)
監 査 役	3名	11	11	_
(うち社外監査役)	(3名)	(11)	(11)	(-)
숨 計	11名	113	102	11
(うち社外役員)	(8名)	(23)	(21)	(2)

- (注) 1. 上表には、2022年8月25日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
  - 2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

# 4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要課題であると考えております。普通株式における利益配分に関しては、業績の動向及び将来の成長、並びに財務体質の強化に向けた内部留保の充実及び配当性向等を総合的に勘案して配当額を決定しております。

# 貸借対照表

(2023年5月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	30,319	流 動 負 債	14,476
   現金及び預金	5,428	買掛金	93
		短 期 借 入 金	2,915
	0	1年内返済予定の長期借入金	10,129
販 売 用 不 動 産	8,348	リース債務	0
上	13,653	未 払 金	122
		未払費用	127
貯蔵品	3	未 払 法 人 税 等 前 受 金	528 522
前渡金	2,358	前 受 金 預 り 金 1	522
前払費用	525	製品保証引当金	28
その他	0	表 ii	4
	0	固定負債	7,707
貸 倒 引 当 金	△0	長期借入金	7,629
固 定 資 産	630	退職給付引当金	52
   有 形 固 定 資 産	19	長 期 預 り 敷 金	25
		負 債 合 計	22,183
建物	2	( 純 資 産 の 部 )	
工具、器具及び備品	17	株 主 資 本	8,680
   リース資産	0	資 本 金	1,750
		資本剰余金	772
無形固定資産	2	資本準備金	772
投資その他の資産	608	<b>利 益 剰 余 金</b> 利 益 準 備 金	<b>6,293</b> 22
   投資有価証券	251	利 益 準 備 金   その他利益剰余金	6,271
	30	繰越利益剰余金	6,271
		自己株式	△ <b>135</b>
繰 延 税 金 資 産	273	新株予約権	86
そ の 他	52	純 資 産 合 計	8,766
資 産 合 計	30,950	負 債 ・ 純 資 産 合 計	30,950

# 損益計算書

(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位:百万円)

	科						金	額
売		上		高				20,015
売	上	J	京	価				15,713
	売	上	総		利	益		4,302
販	売 費 及	び — 月	般 管 理	費				1,744
	営	業		利		益		2,557
営	業	外	収	益				
	受	取		利		息	0	
	受	取	配		当	金	6	
	受	取	補		償	金	34	
	為	替		差		益	6	
	そ		$\mathcal{O}$			他	5	52
営	業	外	費	用				
	支	払		利		息	386	
	融	資	手		数	料	125	
	そ		$\mathcal{O}$			他	0	511
	経	常		利		益		2,098
特	別			益				
	固			売	却	益	1	
	新 株			至 戻	入	益	1	2
特			溳	失				
	固		産	除	却	損	0	0
税		前当		純	利	益		2,100
ŀ	人税			せび	事 業	税	748	
法	人	17 0		調	整	額	△210	537
当	其	1	純	利		益		1,562

# 会計監査人の監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

株式会社プロパスト 取締役会 御中

# HLB Meisei有限責任監査法人 東京都台東区

指定有限責任社員

公認会計士 武田

別川

業務執行社員指定有限責任社員

公認会計士 町出 知則

相处有限具位社具 業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プロパストの2022年6月1日から2023年5月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等 の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況によ り、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな しい。

以上

# 監査役会の監査報告

# 

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び 第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制 (内部統制システム) について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に 報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

# 2023年7月24日

株式会社プロパスト 監査役会 常勤監査役 秋 Ш 弘 (社外監査役) 監 査 役 井  $\vdash$ 勝 次 (社外監査役) 監 大 倉 # (社外監査役)

以上

# 株主総会参考書類

# 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対して安定的な利益還元を継続することを目標にしております。

このような方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき金 <b>2 円</b> 配当総額 <b>68,628,390円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年8月30日

# 第2号議案 取締役7名選任の件

現任の取締役(7名)は、全員が本総会終結の時をもって任期が満了いたします。 つきましては、社外取締役4名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当		
1	津江	代表取締役社長	再任	
2	都倉茂	取締役専務執行役員 統括本部長	再任	
3	矢野 義晃	取締役常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長	再任	
4	玉置 貴史	社外取締役	再任社外	
5	萩原 浩二	社外取締役	再任社外	
6	三浦 義明	社外取締役	再任 社外	
7	たのしも ひろあき 田下 宏彰	社外取締役	再任 社外	
	再 任 再任取締役候補者	社 外 社外取締役候補者		

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係			
<b>1</b>	<b>津江 真行</b> (1957年5月26日生) 【 71,600 株 】	1982年 4 月 東洋信託銀行㈱(現 三菱UFJ信託銀行㈱)入行 2004年 2 月 当社 入社 取締役 総務部長 2005年12月 当社 常務取締役 2008年 6 月 当社 取締役副社長CFO 2009年 2 月 当社 代表取締役社長(現任)	なし			
	【選任理由】 津江真行氏は、長年、当社の代表取締役社長として社業を牽引し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社のコーポレートガバナンスの向上と持続的な企業価値の向上に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。					
<b>2</b>	都倉 茂 (1963年6月12日生) 【61,400 株】	1986年 4 月	なし			
	【選任理由】 都倉茂氏は、長年、当社の取締役として主に営業部門を統括し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。 また、当社の重要事項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており、当社の持続的な事 業拡大に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。					
3	たの <b>義晃</b> (1967年7月29日生) 【 51,200 株 】	1990年 4 月 東洋信託銀行㈱(現 三菱UFJ信託銀行㈱)入行 2006年 8 月 当社 入社 経営企画部長 2011年 8 月 当社 取締役 管理本部長兼経営企画部長 2018年 6 月 当社 常務取締役 管理本部長兼経営企画部長 2023年 3 月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長(現任)	なし			
再任	す。また、当社の重要事	が社の取締役として主に管理部門を統括し、豊富な経験と幅広い見識を有して 項の決定および業務執行の監督において、重要な役割を果たしており当社の約 あると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係		
<b>4</b> 再任 社外	たま き たか し <b>玉置 貴史</b> (1977年11月2日生) 【 12,200 株 】	2005年 1 月 (株)シノケングループ入社 2012年 3 月 (株)シノケングループ入社 2016年 1 月 (株)シノケンプロデュース (現株)シノケンハーモニー) 取締役 2016年 1 月 (株)シノケングループ 執行役員 2019年 3 月 (株)シノケングループ 取締役執行役員 2020年 3 月 (株)シノケングループ 取締役執行役員 2020年 8 月 当社 社外取締役 (現任) 2020年10月 (株)シノケンプロデュース 代表取締役社長 (現任) 2021年12月 (株)シノケンファシリティーズ 代表取締役社長 (現任) 2022年 1 月 (株)シノケングループ 取締役常務執行役員 2023年 4 月 (株)シノケングループ 専務取締役COO (現任)	あり 注1,2 参照		
	【選任理由及び期待される役割】 玉置貴史氏は、㈱シノケングループにおいて長く賃貸住宅の企画・マーケティングおよび管理業務等に携わり、これらを通じて培われた豊富な経験、幅広い見識を有しております。これらに基づき、社外取締役として当社の職務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいております。引き続き、経営全般、特に当社の主要セグメントの1つである賃貸開発事業に関して専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して社外取締役候補者といたしました。 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。				
5	<b>萩原 浩二</b> (1970年8月22日生) 【12,200 株】	2000年 4 月 弁護士登録 原山法律事務所 入所 2003年 2 月 馬場・澤田法律事務所 入所 2014年 6 月 当社 社外取締役(現任) 2016年 2 月 (㈱シノケングループ 法務室室長 2019年 4 月 同社 執行役員法務・コンプライアンス担当 法務室室長 2023年 4 月 (㈱シノケングループ 法務室室長 (現任)	あり 注1 参照		
再任	ノケングループの法務	る役割】 会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律の専門知識と 室長及び法務・コンプライアンスを担当する執行役員として培われた豊富な経験	と幅広		

計 外

秋原浩二氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律の専門知識と、㈱シノケングループの法務室長及び法務・コンプライアンスを担当する執行役員として培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいております。引き続き、特に法的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年2ヶ月となります。

候補者 番号	氏名 (生年月日) 【所有する当社株式の数】	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	当社との 特別の 利害関係		
<b>6</b> 再任	<b>三浦 義明</b> (1968年5月25日生) 【12,200 株】	1995年 6 月	あり 注2 参照		
	【選任理由及び期待される役割】 三浦義明氏は、㈱シノケングループの営業部門を管掌する取締役として培われた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の業務執行の監督の役割を適切に果たしていただくとともに、当社経営に適宜助言をいただいております。引き続き、特に営業活動について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年2ヶ月となります。				
7	たのしも <b>宏彰</b> 田下 宏彰 (1954年1月22日生) 【12,200 株】	1972年 4 月 4 月 2006年 4 月 同社 執行役員 工事本部長 2009年 6 月 同社 代表取締役社長(現任) 2009年11月 (株)小川建物 代表取締役社長 (現任) 2019年 8 月 当社 社外取締役 (現任) 2021年 4 月 (株)シノケングループ 執行役員ゼネコン事業セグメント担当	あり 注3 参照		
再任社外	【選任理由及び期待される役割】 田下宏彰氏は、長年、㈱小川建設の代表取締役として培われた建設会社の経営者としての豊富な経験、幅広い 見識を有しており、これらに基づき社外取締役として当社の職務執行の監督の役割を適切に果たしていただく とともに、当社経営に適宜助言をいただいております。引き続き、経営全般、特に建築及び建物管理について 専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して、社外取締役候補者とい たしました。				

(注) 1. (㈱シノケングループは、議決権比率で36.06% (2023年5月31日現在) の当社株式を有する当社 の主要株主であります。また、(㈱シノケングループは持株会社としてグループで不動産関連事業及 びその他の事業を行っており、当社と宅地建物取引業等において競業関係にある子会社を所有して おります。

同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

2. (㈱シノケンハーモニー、(㈱シノケンプロデュース、(㈱シノケンウェルネス、(㈱シノケンファシリティーズは、(㈱シノケングループの完全子会社であります。また、(㈱シノケンハーモニー、(㈱シノケンプロデュースは宅地建物取引業等において競業関係にあります。

3. ㈱小川建設は、㈱シノケングループの完全子会社であり、当社が開発する物件の建築工事を請負う取引関係があります。また、㈱小川建物は㈱小川建設の完全子会社であり、宅地建物取引業等において競業関係にあります。

#### 4. 社外取締役との責任限定契約

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第27条第2項において、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏、田下宏彰氏と上記と同内容の責任限定契約を締結しております。

本議案が承認された場合、当社は玉置貴史氏、萩原浩二氏、三浦義明氏、田下宏彰氏と当該契約を更新する予定であります。

#### 5. 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者(取締役・監査役)の損害を当該保険契約によって塡補することとしております(ただし、被保険者の違法行為等に起因する場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場: 芝パークホテル 2階 「ローズの間」

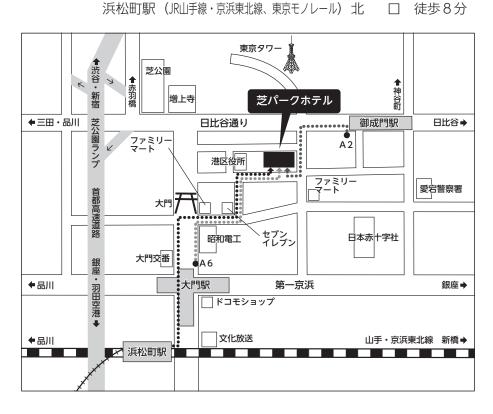
東京都港区芝公園一丁目5番10号

電話 03-3433-4141

※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。

交 **通**:御成門駅(都営三田線) A2出口 徒歩2分

大門駅(都営浅草線·都営大江戸線) A6出口 徒歩4分



※当会場には専用駐車場がございませんので、 ご了承のほどお願い申しあげます。

